

公 示 日：2026年1月21日（水）

調達管理番号：25a00842

国 名：ウズベキスタン国

担当部署：経済開発部 民間セクター開発グループ 第一チーム

調達件名：ウズベキスタン国一村一品（OVOP）推進プロジェクト（一村一品運動）（現地滞在型）

適用される契約約款：

・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1） 担当業務：一村一品運動
- （2） 格付：2号
- （3） 業務の種類：専門家業務
- （4） 在勤地：タシュケント市
- （5） 全体期間：2026年3月中旬から2029年5月下旬
- （6） 業務量の目途：36人月

2. 業務の背景

ウズベキスタン国は2016年に就任したミルジョエフ大統領の強いイニシアティブにより、税制改革や外国為替規制の緩和など、市場経済の促進、バリューチェーンの構築、産官学連携によるイノベーション創出等に重点的に取り組んでおり、近年では平均6%程度の経済成長を遂げている。また、同国の人団は毎年60万人から70万人程度増加しており¹、経済成長を牽引している。一方で、高い人口増加率の一方、国内の就業機会が十分でないことから失業率は9~10%と高止まりしており、特に地方部の失業率が高く、貧困層の75%が地方に居住していると言われている。このことから、特に地方部のビジネス振興及び雇用の確保が求められている。また同国は綿花生産など一次産品の生産が盛んであるものの、一次産品は原材料のまま取引されることも多く、加工による付加価値を国内で享受できていないとの課題が指摘されている。また、農村では知識の不足により、市場のニーズに合致した商品

¹ 世界銀行, Population, total – Uzbekistan, [Population, total - Uzbekistan | Data](#)

開発が行われているとは必ずしも言えず、ブランディング戦略も不十分であり、有望な商品や產品があったとしても地域の収入向上には結びついていない。

上記のような課題に対応するため、同国政府は「ウズベキスタン 2030 年戦略」²を掲げ、一次產品の加工の促進や雇用の確保、ジェンダー平等の促進等を掲げている。また、2020 年－2030 年を対象とした「ウズベキスタンにおける農業開発戦略（2020 年－2030 年）³」を 2019 年に決定し、農產品及び農産加工品に関し国際的に認められた品質基準の導入推進を行うとともに、国際市場での競争力のある高付加価値な製品の開発を目的とする産業プログラムの開発を掲げていることなどを背景に、日本国に対し、我が国の一村一品運動の手法を用いた、商品開発・高付加価値化・販売を通じた地域産業の振興に関する支援が期待され、一村一品（OVOP）推進プロジェクト（以下、本プロジェクトという。）が要請された。

なお、同国は豊富な歴史遺産などを背景とし、外国人観光客が毎年約 800 万人訪れる観光立国であり、一村一品運動のアプローチを通じた良質な土產品の開発のポテンシャルは高い（各地に観光客向けのアクティビティを一元的に集約した、観光村が整備されており、そういう場所での商品販売の可能性もある）。

くわえて、JICA が近隣国（キルギス、タジキスタン、カザフスタン、ジョージア）においても一村一品運動の普及による地場産業振興に係る技術協力を実施していることから、先行している各国の経験を踏まえた連携による効果的な活動が期待されている。

詳細計画策定調査は 2025 年 9 月に実施済みであり、本プロジェクトは 2026 年 5 月頃から 2029 年 4 月頃までの 3 年間を予定する。

3. 期待される成果

本契約で派遣される長期専門家は本専門家 1 名であり、プロジェクト予算の中で派遣する短期専門家（指導科目は本契約で派遣される専門家とも相談の上決定する）や別途傭上するプロジェクトアシスタント（プロジェクト予算の中で調達することが想定される）等を総括することが求められる。

また、カウンターパート（以下、C/P という。）等の関係者と協働して一村一品運動の活用に係る技術的・政策的助言を提供するとともに、先方政府との間の合意文書である討議議事録（Record of Discussion (RD)）及び Project Design Matrix (PDM), Plan of Operation (PO) を踏まえ、プロジェクト全体が期待された成果を計画通り達成するよう、現地でのプロジェクト活動全体の運営管理を行うことが期待されている。

² “Uzbekistan - 2030” strategy

³ On approval of the Strategy for the Development of Agriculture of the Republic of Uzbekistan for 2020-2030

加えて、本プロジェクトの実施に当たっては、近隣国（キルギス、カザフスタン、タジキスタン、ジョージア）で展開する一村一品運動に係る協力事業⁴と必要に応じて連携した活動を実施することが期待されている。また、キルギスやカザフスタン等の先行事例を参考にしつつ本プロジェクトを実施するものの、ウズベキスタンの社会情勢等を考慮し、適切な体制作りが必要である点に留意する。

4. 業務の内容

【プロジェクト運営・管理】

- ① RD、PDM、PO 等の関連文書で想定されるプロジェクト目標、成果達成に向けて事業を統括し、運営・管理し、合同調整委員会（JCC）等の機会を活用し、進捗を確認するとともに、必要に応じた軌道修正を行う。
- ② なお、①の進捗管理に当たっては、ベースライン調査やプロジェクト中のモニタリングを通して、定量的・定性的に成果を把握する。
- ③ プロジェクトの活動計画（含む短期専門家の派遣計画、プロジェクトアシスタンントの傭上計画、近隣国へのスタディーツアーの実施計画、在外事業強化費の執行計画等）を C/P と共に策定、実施および進捗管理を行う。
- ④ C/P や JICA への情報共有を適切に行い、合意形成を図りながら、本事業を実施する。
- ⑤ 活動成果の広報をウズベキスタン、日本国内を問わず行う。
- ⑥ 近隣国で実施している一村一品運動の関連事業と連携し、商品開発・プロモーションや展示会への出展、知見の共有、研修の実施等を行う。また、ウズベキスタン国内で実施している技術協力案件⁵とも連携可能性がある場合、積極的に連携を行う⁶。

【一村一品運動：別添案件概要表を参照】

プロジェクト目標の達成を目的に主に以下のような点に留意しつつ、活動する。

⁴ 各国で実施している事業は以下の通り。

キルギス：一村一品運動を通じた中央アジアにおける地場産業振興プロジェクト（2023年4月～2028年1月）

タジキスタン、カザフスタン：一村一品運動を通じた中央アジアにおける地場産業振興プロジェクト（2024年4月～2028年1月）

ジョージア：一村一品（OVOP）運動による地方産品開発（2025年4月～2027年3月）

⁵ ウズベキスタンには観光振興アドバイザーが派遣されており、これまでサマルカンド州に所在するアグロイノベーション大学とも連携した草の根技術協力（干し柿を活用した商品開発など）を実施している。

⁶ 先行する一村一品運動に関わるプロジェクト（キルギス、タジキスタン、カザフスタン、ジョージア）との効果的な連携方法について簡易プロポーザルで提案ください。

（成果 1 に関する活動）

活動 1－1：ウズベキスタン国内での一村一品運動の普及を想定し、関連セミナー やワークショップを実施するとともに、プロジェクト終了後の持続可能性を踏まえ、トレーナー育成を行う。

活動 1－2：本プロジェクトでは、先行するキルギスやカザフスタンへのスタディーツアーを通して、目指すべき方向性の目線合わせを行うことが想定される。特にブランドショップの運営やブランド委員会の実施方法、商品開発手法を学ぶことを目的としたスタディーツアーを企画・実施する。なお、スタディーツアーの受入に当たっては、当該国に派遣される専門家等とも調整して対応する。

活動 1－3：詳細計画策定調査時にフェルガナ州フェルガナ地区、サマルカンド州サマルカンド地区でぶどうやアプリコット、レーズンなどの商品開発の素材となる一次産品を確認している。しかしながら、商品開発を行うにあたっては更なる地場の素材の発掘が必要であると考えられるため、専門家自身ないし、ローカルコンサルタントに再委託する形での調査を検討する。また、当該調査を実施する際には、生産者の所得等本プロジェクト開始時のベースラインを把握するための調査項目も含めることとする。

なお、ブランドショップでの商品を扱う観点から、本プロジェクトの対象地（ウズベキスタン全土が対象地であるものの、後述する 2 地域からの案件開始が想定される）であるフェルガナ州フェルガナ地区、サマルカンド州サマルカンド地区以外での調査実施を妨げるものではない。

活動 1－4：活動 1－3 に加えて、各地場産品を生産する生産者の情報を把握し、一村一品運動のコンセプトを用いて、商品開発や生産に関心の高いグループを把握する。また、可能な限り、当該生産者グループをリードできるリーダー人材についても検討する。なお、調査に当たっては、当該地域にある女性支援団体等を有効に活用し、ジェンダー平等の観点にも留意し、生産者や協力者の発掘を行う。

活動 1－5：ウズベキスタンの特徴として、零細生産者への手厚い補助金を含めた支援がある。本プロジェクトの予算で生産者への資金的な援助は困難であるところ、

必要に応じて、ウズベキスタン政府の支援政策を活用する。また、成果4のアクションプランの検討にあたり、既存の零細事業者・生産者への支援政策を把握する。

活動1－6：活動1－3、1－4等で収集した情報を基に、プロジェクト開始半年程度を目途に開催されるJCCで今後の3年間の活動計画及び成果指標案の合意をする。

（成果2に関わる活動）

活動2－1：ウズベキスタン国内の市場、特に富裕層や外国人観光客をターゲットとした商品開発や既存の商品の改善を支援する。なお、商品開発に当たっては、一村一品運動のコンセプトである、地場の产品・素材を活用し、地元の生産者と共に実施する。なお、先行するキルギス国「一村一品運動を通じた中央アジアにおける地場産業振興プロジェクト」等で作成しているマニュアルや知見を必要に応じて活用することとする⁷。

活動2－2：どのような商品を一村一品商品として認定するのかという認定基準を検討し、マニュアルや審査表に落とし込むこと。なお、その際には地元の有力者（市長や生産組合の長など）や民間企業の知見や経験を基にした合理的な意見を可能な限り取り込む。

活動2－3：活動2－2で検討した認定基準を元に、ブランド委員会等の機会（例：〇〇委員会、〇〇コンペティションなど形は問わない）を設定する。

活動2－4：活動2－2で検討した認定基準のもと、活動2－3で設定した機会にて、一村一品商品や地域ブランドを地域住民や有力者の参加をもって審査・認定する。

なお、認定する頻度はJCC等の機会を活用するなどし、1年に1度程度を想定するが、C/Pや地域政府との相談のもと、柔軟に設定して差し支えない。なお、このような機会を通して、市・政府等幹部に本プロジェクトを周知する（市幹部や州幹部等の将来的なトップセールスにつながることが望ましい）とともに、対外的な発信の

⁷ 本プロジェクトでは高品質・高付加価値の一村一品商品を開発・改善指導していく想定であるが、その具体的な方向性と方針を簡易プロポーザルで提案ください。

場としても活用する。

（成果3に関わる活動）

活動3－1：首都タシュケントのMall of Uzbekistanに一村一品運動の周知、開発・改善した商品を展示するブランドショップを置くことが想定されている。施設整備はウズベキスタン政府の負担事項になっているものの、人材育成やオペレーションの構築支援が本契約で派遣する専門家に期待されている。本ブランドショップの目的は一村一品運動の成果をウズベキスタン国内に周知すること及び開発・改善した高付加価値商品の販売・流通を通して、生産者に対し還元することである⁸。

活動3－2：ブランドショップのPRとともに、C/Pとしては将来的な開発・改善された商品の輸出への期待が高い。このため、品質改善及び将来的な海外市場への展開を目的とし、国内外の展示会への出展を行う（展覧会への出展を通して、品質改善へのヒントを得ることが主目的）。

なお、先行するキルギス等のプロジェクトでは、毎年3月に日本で開催されるFOODEXに出展をしており、上記プロジェクトとも調整の上、共同出展することが想定されている（出展費用は各プロジェクトより支出）。他方で、C/Pは、プロジェクト開始直後から海外へ輸出することへの期待が高いが、まずは国内市場での流通が先であることをJICAからもたびたび説明している。

活動3－3：ウズベキスタン国内での流通を図るため、ウズベキスタン国内にある小売店事業・セレクトショップやホテル等との連携について検討する。具体的には、改善・開発した商品が食品の場合は、近隣のホテルでの取り扱いの可能性を検討したり、カッタクルガン地区を擁するサマルカンド州は観光客が多いため、土産物店での販売を検討したりすることが想定される。

活動3－4：ブランドショップでの販売実績や展示会での潜在顧客層からのフィードバックを踏まえて、さらに商品の改善を行う。具体的には、外国人観光客の求める視点等を生産者にフィードバックすることが想定される。なお、観光客をターゲットにした活動については現在派遣中の観光専門家（協力期間：2024年2月～2027

⁸ ブランドショップをどのような体制で運営し、マーケティング・プロモーションを行う想定かについて、ブランドショップのマネジメント方針を簡易プロポーザルで提案ください。

年2月)との連携を図ることとする。

(成果4に関する活動)

活動4-1：成果1～3の結果を取りまとめ、教訓を抽出し、取りまとめる具体的には、エンドライン調査を専門家（もしくは活動予算の範囲内で再委託にて実施）にて実施し、本プロジェクトの成果及び教訓を整理する。

活動4-2：活動4-1を踏まえ、プロジェクト終了後の他地域・他州への展開を想定したアクションプランを作成し、C/Pに提出する。なお、その際他地域・他州への展開に障壁があるようであれば、当該障壁を取り除くために必要な政策や法改正、行政の役割について助言・提案する。

活動4-3：活動4-2で作成したアクションプランをウズベキスタン政府関係者や一村一品運動に関心のある地方政府関係者に対し、共有・周知することを目的とした勉強会の実施や、本プロジェクトでの中心となる対象地であるフェルガナ州フェルガナ地区、サマルカンド州サマルカンド地区及びそれ以外の地域の生産者や行政職員の交流を促進することを目的としたネットワーキング組織・機会の構築を支援する。

なお、上記のほか、JICAやC/Pとも相談しつつ、案件目標を達成するために必要な活動を実施する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	先行する近隣4か国（特にキルギス、タジキスタン、カザフスタン）の一村一品運動に関するプロジェクトとの効果的な連携方法。	【プロジェクト運営・管理】⑥
2	高品質・高付加価値の一村一品商品を開発・改善指導するにあたっての方向性及びその方針	成果2、活動2-1
3	主に国内市場への一村一品商品の流通を目的とした、タシュケントに設置されるブランドショップのマネジメント方針（実施体制を含む）	成果3、活動3-1

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	地場産業振興（特に特産品開発・改善）、商品販売・貿易促進に係る業務経験
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ⁹	渡航開始より2ヶ月以内	経済開発部（CC:ウズベキスタン事務所）	一	英語	電子データ
		C/P 機関	一	日本語	電子データ
		国際協力調達部（CC:経済開発部）	一	英語	電子データ
3か月報告書	渡航開始より3ヶ月ごと ¹⁰	国際協力調達部（CC:経済開発部）	一	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6ヶ月ごと	国際協力調達部（CC:経済開発部、ウズベキスタン事務所）	一	日本語	電子データ
事業完了報告書	渡航終了日	経済開発部、ウズベキスタン事務所	-	日本語	電子データ
		C/P 機関	-	英語	電子データ
		国際協力調達部（CC:国際協力調達部、ウズベキスタン事務所）	-	英語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	経済開発部（CC:国際協力調達部、ウズベキスタン事務所）	-	日本語	電子データ

⁹ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容（案）などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS: Work Breakdown Structure等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

¹⁰ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

6. 業務上の特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は5月中旬頃の出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本専門家のみですが、プロジェクト予算にて整備するブランドショップのマネージャーやドライバーなどの現地アシスタントを備上することを想定しています。

また、派遣される専門家の専門性を踏まえて、追加的な短期専門家（合計4.0PM程度）の派遣を行い、商品開発・改善等実施することも計画されています。なお、上記短期専門家の指導科目や派遣時期等は本専門家とも相談の上、決定します。

なお、キルギスで実施中の「一村一品運動を通じた中央アジアにおける地場産業振興プロジェクト」にて派遣される専門家及び上記キルギスの一村一品運動に関する案件にて技術移転を行う公益法人 One Village One Product + 1 スタッフとも適宜連携の上、業務を進めてください。具体的には一村一品活動の普及の方法、地場産品の発掘、商品開発の方向性・レシピの開発、スタディーツアーの受入などが想定されます。

（2） 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA 経済開発部民間セクター開発グループから配付しますので、edgps@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ・詳細計画策定調査報告書
- ・討議議事録（Record of Discussions）の写し

なお、先行する中央アジアで実施する一村一品運動に関わるプロジェクト情報は以下等公開資料を参照ください。

- 一村一品運動を通じた中央アジアにおける地場産業振興プロジェクト|ODA見える化サイト
- キルギスの一村一品運動はなぜ成功したのか？ ゼロからの取り組みが国家プロジェクトに進化した理由 | ニュース・広報 - JICA
- プロジェクトヒストリー『品質を追求しキルギスのブランドを世界へ—途上国支援の新たな可能性「一村一品プロジェクト」』(JICA 図書館で閲覧可能)

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザルの提出期限	2026年 2月 4日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 2月 16日 まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 2月 19日 15時～
4	評価結果の通知	2026年 2月 25日 まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 家族帶同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プrezentation資料提出部数 : 1部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。[\(https://partner.jica.go.jp/\)](https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（1） 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（2） 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

（計 100 点）

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

（1）報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,366,000	1,531,000
	個人	1,033,000	1,198,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール／現地校		200,800	220,500

③ 住居費：1,700 ドル／月

④ 航空賃（往復）：519,224 円／人

（2）便宜供与内容

- ア) 空港送迎：到着時のみあり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：あり（ハイエースを確保済み、ただしドライバーの傭上は必要）
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 執務スペースの提供：執務スペース提供（ネット環境完備予定）
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国的一般旅券を自己手配

（4）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウズベキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（5）臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA ウズベキスタン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（6）その他留意事項

- 1) 本専門家の勤務地は首都のタシュケントであることが想定されるものの、主なプロジェクト実施地域は地方となることが想定されます（フェルガナ州 フェルガナ地区、サマルカンド州 カッタクルガン地区）。よって、国内出張は定期的に実施する必要がある旨、留意する。
- 2) ウズベキスタン国内の複数の箇所でのプロジェクト実施が求められる背景から、プロジェクトアシスタントをフェルガナ州 フェルガナ地区やサマルカンド州 カッタクルガン地区に配置する等の効率的なプロジェクトの実施体制の構築が求められます。

以上

案件概要表

作成年月日：2025年12月26日

業務主管部門名：経済開発部民間セクター開発グループ

課名：第一チーム

1. 案件名

国名：ウズベキスタン共和国

案件名：(和名) 一村一品 (OVOP) 推進プロジェクト

(英名) Project for Promoting One Village One Product (OVOP)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における民間セクター開発セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ウズベキスタンは政府主導による天然ガス、ウラン、金属鉱物などの天然資源の開発や公共投資により、2010年以降の新型コロナウイルスによる影響を受けた2020年度を除き、平均6%程度の堅調な経済成長が続いている。2016年に就任したミルジヨエフ大統領は税制改革や外国為替規制の緩和など、市場経済の促進、バリューチェーンの構築、産官学連携によるイノベーション創出等に重点的に取り組んでいる。主要産業については、ウズベキスタン投資ガイドブック¹¹（2025年）によると、金、天然ガスなどの天然資源のほか、小麦や綿花を中心とする農林水産業（GDP比：25.0%）、綿花生産に付随する縫製業等が経済を引しており、縫製関連製品について、2023年には65か国に輸出を行っている。

一方で、一次産品は原材料のまま取引されることも多く、加工による付加価値の向上による利益を国内で享受できていない。また、特に地方部ではノウハウの不足により、市場のニーズに合致した商品開発が行われているとは必ずしも言えず、またブランディング戦略も不十分であり、有望な商品や產品があったとしてもそのような高付加価値の商品を求める顧客に届いていない課題が指摘されている。

また、近年では毎年60万人～70万人程度人口が増加しており、特に若年層の人口は増加傾向にある。しかしながら、国内の就業機会が十分でないことから失業率は9～10%と高止まりしており、特に地方の失業率が高く、貧困層の75%が地方に居住していると言われている現状がある。係る課題に対し、地方部の産業振興を通じた就業機会の創出を実現するための地方発の外国投資促進活動やスタートアップ支援などを政府主導で展開しているものの、効果は限定的である。

このような状況の中で、ウズベキスタン政府は「ウズベキスタン 2030年戦略」

¹¹ Investment Guide Uzbekistan ,2025, [Investment Guide Uzbekistan](#)

¹²を掲げ、一次産品の加工の促進や雇用の確保、ジェンダー平等の促進等を掲げている。また、2020年－2030年間を対象とした「ウズベキスタンにおける農業開発戦略（2020年－2030年）¹³」を2019年に決定し、農産品及び農産加工品に関し国際的に認められた品質基準の導入推進を行うとともに、国際市場での競争力のある高付加価値な製品の開発を目的とする産業プログラムの開発を掲げている。

本事業ではジェンダーにも配慮した研修の実施等を通じて、地域の生産者と共に地域の素材を用いた商品の開発や改善等の活動を予定している。また、ブランドショップ等の整備や展示会への出展を通じた市場へのアクセスを支援することを通じた、地方の地場産業振興を目的としており、ウズベキスタンの抱える課題や政府方針とも合致する。加えて、少なくとも同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における温室効果ガスの削減目標¹⁴と矛盾がないものである。

（2）民間セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は「対ウズベキスタン国別開発協力方針」（2022年9月）において、「持続可能な経済成長の促進と格差の是正」を基本方針とし、重点分野として、「持続可能な経済成長と産業の多角化・高度化」への協力が挙げられている。また、本事業はJICA課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「民間セクター開発」の、企業競争力強化、民間企業が成長するためのビジネス環境の整備、および市場アクセスを支援する方針と合致する。一村一品運動の協力については、2006年からキルギス国において技術協力プロジェクトを実施しており、現在は「一村一品運動を通じた中央アジアにおける地場産業振興プロジェクト」（2023年-2028年）の中で同国での協力の成果を周辺国へ展開する協力を実施するとともに、タジキスタンやカザフスタン、ジョージアの中央アジア・コーカサス地域でも一村一品運動を通じた、地方部の産業の競争力強化、地域振興に係る協力を実施している。本事業も同様に、キルギスでの経験を参考に、協力の枠組みの展開を検討する。また、本事業は、支援対象の生産者・事業者に女性の参画も想定されることから、SDGsの目標5「ジェンダー平等、全ての女性・女子の能力強化」に貢献し、目標8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」にも貢献するものである。

¹² “Uzbekistan - 2030” strategy

¹³ On approval of the Strategy for the Development of Agriculture of the Republic of Uzbekistan for 2020-2030

¹⁴ 2010年を基準とし、2035年時点で50%の削減を目標としている。

[Uzbekistan Third NDC.pdf](#)

（3）他の援助機関の対応

国際連合開発計画（UNDP）が日本政府の資金拠出の元、「アラル海地域における気候に対して強靭な農業を通じた自立支援事業（2023年9月～2025年9月）」を実施し、主にカラカルパクスタン自治共和国を対象とし、生産性向上に寄与することを目的に一村一品に係る基礎研修を実施した。世界銀行はフェルガナ盆地農村事業開発プロジェクト（2019-2025）にて、農村部における零細中小企業の育成・発展と、金融サービスのアクセス向上を支援している。またドイツ国際協力公社（GIZ）は、国際連合欧州経済委員会（UNECE）、UNDP、オーストリアの国際NGO、Hilfswerk International（HWI）と協働で、2015年から中央アジアの貿易促進プロジェクトを実施し、農産者、農産品の起業家に対する生産物の品質向上と、国内外の市場へのアクセス向上支援を行っている。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業はウズベキスタン共和国において、一村一品運動に係るコンセプトが関係者に共有されることや地方の特色・高品質な一村一品商品が設定されたクライテリアのもと認定されること、一村一品商品に認定された商品群が国内市場にて流通するための支援が実施されること、活動の教訓が集約され、今後のアクションプラン・ロードマップが策定・関係者に共有されることにより一村一品運動のコンセプトに沿って認定された商品群の販売・流通が開始されることを図り、もって地場産業の振興に寄与するものである。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

ウズベキスタン全土

（サマルカンド州 カッタクルガン地区、フェルガナ州 フェルガナ地区からプロジェクト開始を想定）

（3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：経済財務省（MEF：Ministry of Economy and Finance）の職員、協力機関の役職員等

最終受益者：ウズベキスタンにおける一村一品商品の生産者・卸売業者・販売者等の活動参加者等

（4）総事業費（日本側）

約1.1億円

（5）事業実施期間：2026年4月～2029年4月（計36か月）

（6）事業実施体制

実施機関：経済財務省

（中小企業発展のための国家政策分析・支援・調整局）

協力機関：カッタクルガン地区、フェルガナ地区の地区役所、地方に所在する NGO、Association 等

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ①長期専門家派遣（合計約 36P/M）：一村一品運動
- ②短期専門家（合計約 4.0P/M）：特定の商品開発、品質改善等
- ③第三国研修もしくは周辺国へのスタディーツアー
- ④専門家の活動費用

2) ウズベキスタン国側

- ①オフィススペース（タシュケント及びプロジェクト実施地域）
- ②カウンターパートの配置（含む C/P の給与・旅費等）
- ③プロジェクトのウズベキスタン国内における広報
- ④アンテナショップの設置に係る物件の確保

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

周辺国である、キルギス、タジキスタン、カザフスタンにて「一村一品運動を通じた中央アジア地場産業振興プロジェクト」を実施、当該国における一村一品運動の普及に係る体制整備等支援を実施している。また、ジョージアにおいても「一村一品（OVOP）運動による地方産品開発」にて一村一品運動普及に係る専門家派遣を行っている。特にキルギスでは OVOP+1 と呼ばれる NGO 組織を実施機関として、商品開発を含む物流、販売支援等バリューチェーンを構築する上での一貫した支援を提供しており、ウズベキスタンにおける付加価値向上の余地がある一次産品を用いた商品サンプルの開発支援等による連携が考えられる。また、上記のような地域・プロジェクト等との連携促進を行い、中央アジア・コーカサス地域の中で、一村一品運動の普及に係るセミナーの実施や各国でのスタディーツアーの実施を通じたナレッジの共有、展示会等のイベントへの共同出展連携促進が想定されている。

また、ウズベキスタン国内においては「持続可能な観光開発アドバイザー」を派遣している。当該案件にて派遣される専門家はウズベキスタン国のプロモーションに重きを置いて支援を行っている。本プロジェクトで開発された商品のウズベキスタン国外で実施される展示会・博覧会等やプロモーション活動での活用を通して、ウズベキスタンの知名度向上に貢献すると共に、商品の販促にもつなげるなど双方の相乗効果の創出が期待されている。

加えて、「ウズベキスタン日本人材開発センター・ビジネス人材育成・交流機能

強化プロジェクトフェーズ3」を実施している。上記案件にして支援をしているウズベキスタン日本人材開発センターは企業に対する研修実績を多数有している。よって、本プロジェクトにおいてもマーケティングやカイゼンに係る研修での連携が想定される。

2) 他開発協力機関等の援助活動

前述の通り、UNDPが「アラル海地域における気候に対して強靭な農業を通じた自立支援事業」の中で一村一品運動に係る基礎研修を実施しており、育成されたトレーナーによる研修・セミナーの提供による連携可能性がある。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

特になし

3) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】「GI（S）ジェンダー活動統合案件」

＜活動内容／分類理由＞

家事労働への負担が重く、また宗教的、文化的習慣を背景として、男性・女性の家庭内での役割の固定化（女性は家庭内での家事、男性は家庭外での経済活動）が地方部では、女性の社会進出の障壁となっている可能性を確認した。本事業では、キルギスでの一村一品普及の経験も踏まえて、女性のみを対象とした家庭内での収入獲得の手法（商品開発・農産品の加工など）を伝える研修・セミナーを実施することで、これまで女性が担っていた家庭用の保存食品製作等が収入源となることを伝えるとともに、品質改善指導も行い、市場のニーズに即した商品製作の支援も行う事で、女性の社会進出にも寄与するものとなる予定。

また、一部地域では地元の女性支援協会があることを確認しており、実際の研修・セミナーの提供にあたっては、既存の団体と連携して活動を行う予定。

(10) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

（1）上位目標

一村一品運動が普及することを通じて、地場産業が振興する。

指標及び目標値 :

指標 1 : 一村一品運動の活動に参加した生産者の収入が XX% 増加する。

指標 2 : プロジェクト完了後に開発・改良された一村一品商品の生産者数が XX (内女性は YY 人) に達する。

(2) プロジェクト目標

一村一品運動のコンセプトに沿って認定された商品群の販売・流通が開始される。

指標及び目標値 :

① 販売・流通した一村一品商品と認定された商品群が XX 品以上に達する。

(3) 成果

成果 1 : 一村一品運動普及に係るコンセプトが関係者に共有され、活動計画が策定される。

成果 2 : 地方の特色を反映した高品質な一村一品商品が設定されたクライテリアのもと認定される。

成果 3 : 一村一品商品に認定された商品群が主に国内市場にて流通するための支援が実施される。

成果 4 : 活動の教訓が集約され、今後のアクションプランが策定・関係者に共有される。

指標及び目標値 :

成果 1 :

① 一村一品運動に係るセミナー、勉強会等が XX 回実施され、YY 人 (内女性は ZZ 人) が参加する。

② 3 年間の活動計画が第 1 回 JCC で合意される。

成果 2 :

① 商品の質を高めることを目的とした研修が XX 回実施される。

② ブランド委員会等の一村一品商品を認定する機会が XX 回開催される。

③ 一村一品商品と認定された商品が XX 品以上に達する。

成果 3 :

① PR 活動が XX 回実施される。

② XX 品の一村一品商品が国内市場に流通する。

③ 商品・産品の改善のための研修機会がXX回実施され、YY人が参加する。

成果4：

① アクションプランが策定される。

※XX、YY、ZZの箇所はプロジェクト開始から半年後頃に実施されるJCCまでに決定予定。

(4) 主な活動

【成果1に関わる活動】

活動1-1：一村一品運動に関わる関連セミナー、ワークショップ、トレーナー育成を実施する。

活動1-2：一村一品運動に参加する生産者や行政職員等を対象とした第三国研修もしくはスタディーツアー、知見共有に係る機会を実施・提供する。

活動1-3：ウズベキスタン国内の特産品や生産者の情報を調査・整理する。

活動1-4：ウズベキスタン国内における普及主体（生産者グループ等）を特定する。

活動1-5：関連する政府の政策・施策の整理を行う。

活動1-6：一村一品運動普及に係る3年間の活動計画を策定し、C/Pと合意する。

【成果2に関わる活動】

活動2-1：対象となる市場¹⁵を念頭に、地方で生産されている既存の産品・特産品の改良・改善に係る研修・指導等を実施する。

活動2-2：一村一品商品として取り上げる商品の選定・認定基準の整備を支援する。

活動2-3：ブランド委員会等の一村一品商品を認定する組織・機会の創出を支援する。

活動2-4：一村一品商品をブランド委員会等団体にて審査・選定することを支援する。

【成果3に関わる活動】

活動3-1：一村一品商品を国内で流通させる拠点として、アンテナショップ等を首都や観光地に整備する。

¹⁵ 対象となる市場/顧客層は観光客やウズベキスタン国内の中間、富裕層の高所得者層が想定される。

活動3－2：一村一品商品を普及させるためのPR活動（展覧会・博覧会への出展支援等）を実施する。

活動3－3：ウズベキスタン国内に所在する中小企業等の民間セクターとの連携を検討する。

活動3－4：市場のニーズも踏まえ、生産者に対する一村一品商品への質的改善、マーケティング、販売等の助言を行う。

【成果4にかかる活動】

活動4－1：活動の教訓を取りまとめる。

活動4－2：ウズベキスタン国内における全国展開のための一村一品運動のアクションプラン（必要に応じて政策提言等含む）を作成し、関係者に共有する。

活動4－3：一村一品運動に参加する生産者や行政職員等での知見を共有することを目的としたネットワーキングの構築を支援する。

5. 前提条件・外部条件

（1）前提条件

・特になし。

（2）外部条件

・ウズベキスタンにおける地域振興政策が大幅に変更されない。

・専門家やカウンターパートの活動に大きな影響を与えるような安全上の問題が起きない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

キルギスの一村一品運動の普及に係る類似案件では、女性が働きやすい時間帯を選んで特産品の生産活動に従事できる等、女性が働きやすい生産体制・方法を整備することで、多くの女性が一村一品活動に継続的に従事することができ、その結果、地域の女性が村で現金を得る機会を創出した。本事業では、成果3でウズベキスタンにおいて一村一品運動のコンセプトの普及を目指すが、キルギス国での取組みを共有し、女性のエンパワーメント促進を図る。

セネガル「一村一品運動を通じた地場産業振興プロジェクト」（評価年度2019年度）では、インパクトを最大化させるために、「事業デザイン時点において、OVOPアプローチを他州や対象州の他の受益者に対し、広めるための事業コンポーネントを組み入れておくことが望ましい」との教訓が得られている。係る教訓を踏まえ、本プロジェクトにおいては、成果1にて地方にも一村一品運動の手法を広める各種セミナーや研修機会を提供することを予定しており、首都のみではなく地方都市も

含め活動計画を策定する予定である。

7. 評価結果

本事業は、ウズベキスタンの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、ウズベキスタンの地場産業に資する一村一品運動の推進を図るものであり、SDGs ゴール 5「ジェンダー平等、全ての女性・女子の能力強化」、同ゴール 8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」に貢献すると考えられることから、事業実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 ヶ月以内 ベースライン調査

事業完了 3 年後 事後評価

以 上